

特集：次世代情報教育の構築に向けて ——情報倫理教育——

## 高等教育における著作権学習

——学習による意識への萎縮効果をふまえた学習構成

布施 泉\*, 岡部 成玄\*

### Copyright Learning in Higher Education —Chilling Effects and Learning Design

Izumi FUSE\*, Shigeto OKABE\*

Freshpersons in university have not been necessarily well educated about the copyright before their entrance. In this paper we discuss design and practice for learning of the copyright. We have taken up problems of the limitation of the copyright, especially, quotation of a copyrightable work and the reproduction for private use. We know that actions in the ordinary sense sometimes cause infringements of the copyright. For the cases we have investigated changes of learners' mind by learning. If they start to learn the law with the prohibition terms, then they incline to get suppressive. We show that it works well to make practices of rightful use of copyrightable works in the beginning of the learning.

キーワード：情報倫理教育，著作権，萎縮効果，高等教育

#### 1. はじめに

平成 15 年度から実施された学習指導要領で学んだ高校生が、平成 18 年度から大学に入学している。この学習指導要領の改定は、「ゆとり教育」が話題になっているが、必修の普通教科「情報」が新設され、情報化による学校教育の変化を象徴する画期的なものであった。

高等学校の普通教科「情報」の目標は、情報および情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報および情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てること、つまり情報活用能力の育成にあるとされる。この目標の達成には、基本的な情報倫理を身に付けることが必須である。しかし、学習指導要領の配慮事項として、情報モラルの育成が掲げられてはいるものの、情報倫理教育の実施時間数

と方法は、各高等学校に委ねられており、大学入学時の学生の情報倫理習得状況には格差がある<sup>(1)(2)</sup>。実際に、平成 20 年 1 月 17 日に発表された中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」では、これまでの情報教育における課題として、小学校、中学校および高等学校の段階を通じて、情報モラルに関する指導が十分ではないことなどが指摘されており、今後の新学習指導要領では、情報モラルの育成、情報安全等に関する知識の習得などについて指導することが重要である、とされている<sup>(3)</sup>。初等中等教育を受けた高等教育での情報教育を考える場合でも、情報倫理の深化・育成は今後も重要な学習要素の一つとなることは確かである。

高等教育では、情報社会における創作活動を主体的に行えるような人材の育成が求められている。既知の知識を構築しなおし、新たな創作を行っていくためには、他人の著作物の尊重と正しい活用、自身や他者の

\*北海道大学情報基盤センター（Information Initiative Center, Hokkaido University）

受付日：2008 年 5 月 7 日；再受付日：2008 年 8 月 8 日；採録日：2008 年 9 月 2 日